

島根原子力発電所 2号炉 審査資料

資料番号 EP-066 改 36(説30)

提出年月 令和2年7月16日

# 島根原子力発電所 2号炉

## 津波による損傷の防止

### 耐津波設計において考慮する荷重の組合せ

#### (コメント回答)

令和2年7月  
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません

# 審査会合における指摘事項

No.	審査会合日	指摘事項の内容	回答頁
46	R元.6.27	・耐津波設計において考慮する荷重及び荷重の組合せについて、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計にあたってそれぞれ設定する荷重及び荷重の組合せを整理した上で、説明すること。	P3~10

# 指摘事項に対する回答【No.46】

## ■ 指摘事項（第736回会合 令和元年6月27日）

### 【No.46 津波荷重の設定】

○耐津波設計において考慮する荷重及び荷重の組合せについて，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の設計にあたってそれぞれ設定する荷重及び荷重の組合せを整理した上で，説明すること。

## ■ 回答

- ・津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の設計にあたってそれぞれ設定する荷重を整理した上で，津波防護施設（防波壁，防波扉及び1号炉取水槽流路縮小工）を代表に，耐津波設計において考慮する荷重及び荷重の組合せを整理した。（P3～10）

# 1. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備 (1/2)

- 設置許可基準規則5条及び40条の対象となる津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を以下に示す。

## 凡例



設計基準対象施設（重大事故等対処設備を含む）の津波防護対象設備を内包する建物・区画



重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建物・区画

津波防護施設

浸水防止設備  
(外郭防護)

浸水防止設備  
(内郭防護)※

津波監視設備

※ 基準地震動 $S_s$ による地震力に対してバウンダリ機能保持のみを要求する機器・配管を除く

津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備の平面配置

# 1. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備 (2/2)

- 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備で考慮する荷重を以下に示す。

対象	設備	設置場所	常時		自然現象による荷重		地震荷重 (Ss)	余震荷重※	津波荷重		漂流物衝突荷重	備考
			自重	土圧	風荷重	積雪荷重			津波波力	静水圧		
津波防護施設	防波壁	屋外	○	○	○	○	○	○	○	—	○	
	防波扉	屋外	○	—	○	—	○	—	○	—	○	防波壁通路防波扉及び1号放水連絡通路防波扉
	1号炉取水槽 流路縮小工	屋外 (水路部)	○	—	—	—	○	○	○	—	—	津波荷重は津波時の静水圧, 流水圧及び流水の摩擦による推力を考慮する
浸水防止設備 (外郭防護)	屋外排水路逆止弁	屋外 (敷地地下)	○	—	—	—	○	○	—	○	—	
	除じん機エリア防水壁	屋外	○	—	○	—	○	—	—	○	—	
	除じん機エリア水密扉	屋外	○	—	○	—	○	—	—	○	—	
	床ドレン逆止弁	屋外 (敷地地下)	○	—	—	—	○	○	○	—	—	
	貫通部止水処置	屋外 (敷地地下)	○	—	—	—	○	○	—	○	—	
浸水防止設備 (内郭防護)	復水器エリア防水壁	屋内	○	—	—	—	○	○	—	○	—	
	復水器エリア水密扉	屋内	○	—	—	—	○	○	—	○	—	
	床ドレン逆止弁	屋内	○	—	—	—	○	○	—	○	—	
	隔離弁, ポンプ及び配管	屋内 (配管ダクト内)	○	—	—	—	○	○	○	—	—	
		屋外	○	—	—	—	○	○	○	—	—	
	貫通部止水処置	屋内	○	—	—	—	○	○	—	○	—	
津波監視設備	津波監視カメラ	屋外	○	—	○	○	○	—	—	—	—	
	取水槽水位計	屋外	○	—	—	—	○	○	○	—	—	

※ 余震荷重は「海域活断層に想定される地震」による津波の影響を受ける箇所を考慮する（【参考】余震荷重の設定を参照）

## 2. 荷重及び荷重の組合せ

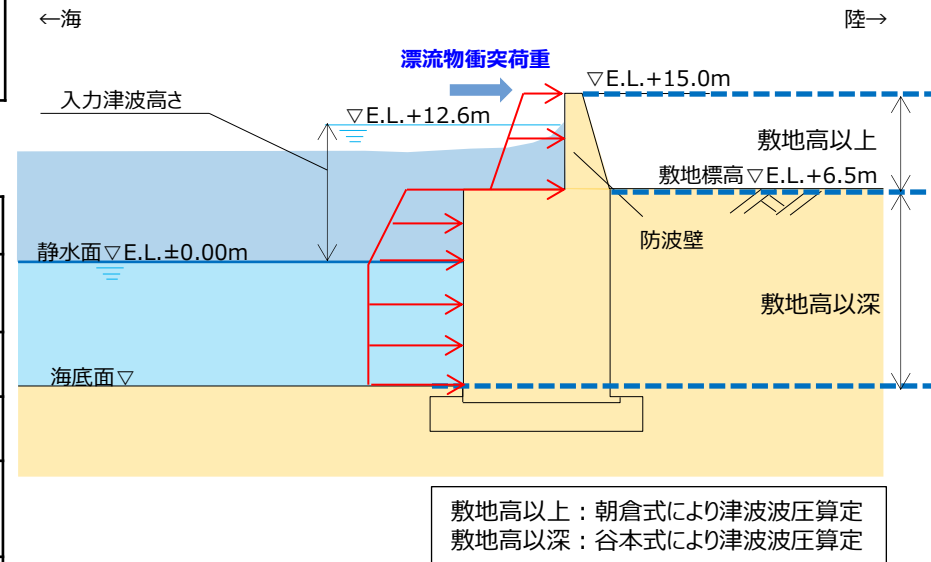
### 2.1 防波壁に考慮する荷重及び荷重の組合せ

- 防波壁に作用する荷重，荷重の組合せ，津波時の荷重イメージを以下に示す。

検討ケース	荷重の組合せ※
地震時	常時荷重 + 地震荷重
津波時	常時荷重 + 津波荷重 + 漂流物衝突荷重
重畳時 (津波 + 余震時)	常時荷重 + 津波荷重 + 余震荷重 (海域活断層に想定される地震による津波が到達する防波壁(波返重力擁壁)のケーソン等については個別に評価を実施する)

※自然現象による荷重(風荷重及び積雪荷重等)は設備の設置状況，構造(形状)等の条件を含めて適切に組み合わせを考慮する

荷重	内容
常時荷重	建造物の自重，土圧，
自然現象による荷重	風荷重，積雪荷重
地震荷重	基準地震動 $S_s$ を作用させる
余震荷重	弾性設計用地震動 $S_d$ による地震動を考慮する(「【参考】余震荷重の設定」を参照)
津波荷重	津波荷重(津波波力)を考慮する なお，設計用津波波力について，敷地高以上は朝倉式に基づき算定し，敷地高以深については谷本式に基づき算定する
漂流物衝突荷重	漂流物，荷重算定式について詳細検討を行った上で作用させる



津波時の荷重イメージ図(波返重力擁壁)

## 2. 荷重及び荷重の組合せ

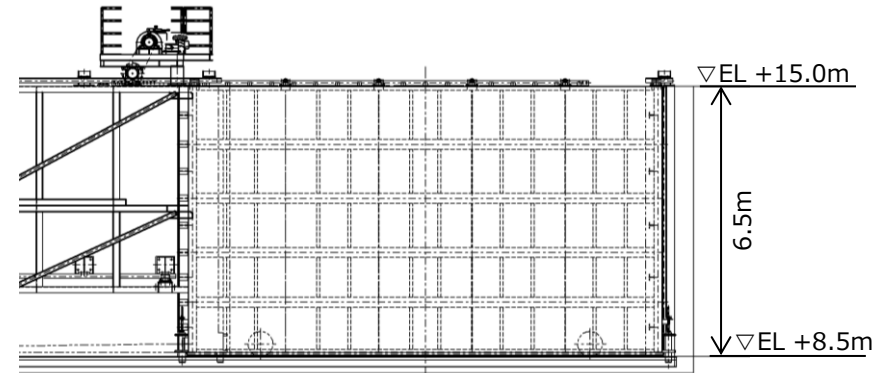
### 2.2 防波扉に考慮する荷重及び荷重の組合せ

- 防波壁通路防波扉及び1号放水連絡通路防波扉に作用する荷重、荷重の組合せ、津波時の荷重イメージを以下に示す。

検討ケース	荷重の組合せ※1,2
地震時	常時荷重 + 地震荷重
津波時	常時荷重 + 津波荷重 + 漂流物衝突荷重

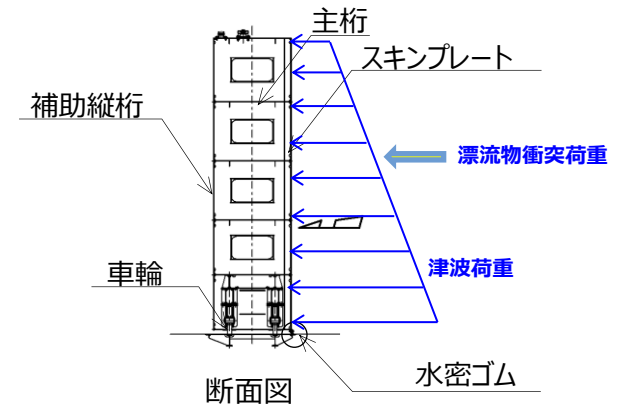
※1 自然現象による荷重（風荷重及び積雪荷重等）は設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて適切に組み合わせを考慮する

※2 海域活断層に想定される地震による津波の影響を受けないため、余震荷重を考慮しない（「【参考】余震荷重の設定」を参照）



正面図

荷重	内容
常時荷重	建造物の自重
自然現象による荷重	風荷重
地震荷重	基準地震動 $S_s$ を作用させる
津波荷重	津波荷重（津波波力）を考慮する なお、施設は敷地高以上に設置するため、 設計用津波波力は朝倉式に基づき算定する
漂流物衝突荷重	漂流物、荷重算定式について詳細検討を 行った上で作用させる



断面図

津波時の荷重イメージ図  
(防波壁通路防波扉（3号炉東側）)

## 2. 荷重及び荷重の組合せ

### 2.3 1号炉取水槽流路縮小工に考慮する荷重及び荷重の組合せ

■ 1号炉取水槽流路縮小工に作用する荷重，荷重の組合せ，津波時の荷重イメージを以下に示す。

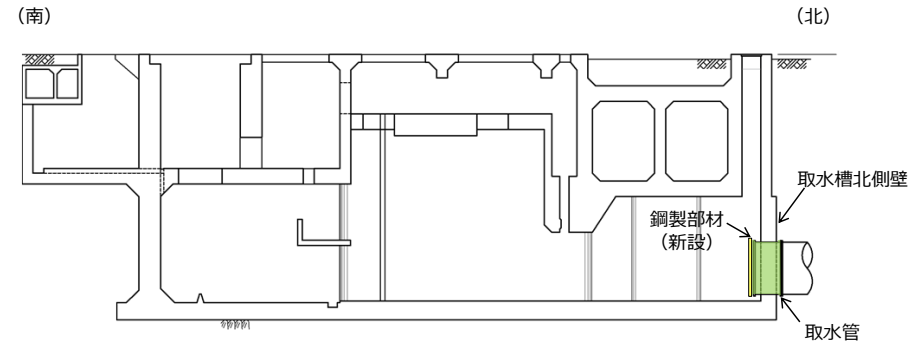
検討ケース	荷重の組合せ※1
地震時	常時荷重 + 地震荷重
津波時※2	常時荷重 + 津波荷重
重畳時※3 (津波 + 余震時)	常時荷重 + 津波荷重 + 余震荷重 (海域活断層に想定される地震による津波の影響を受けるため余震荷重を考慮する)

※1 自然現象による荷重（風荷重及び積雪荷重等）は，設備が水路部に設置されることから考慮しない

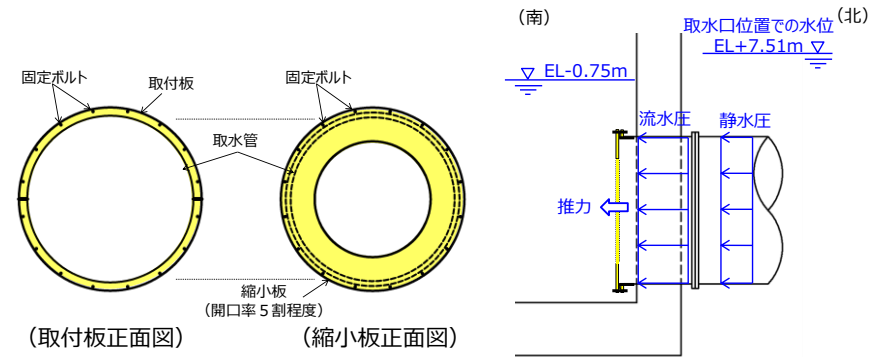
※2 漂流物の衝突が想定されないため，漂流物衝突荷重は考慮しない

※3 余震荷重については，「【参考】余震荷重の設定」を参照

荷重	内容
常時荷重	構造物の自重
地震荷重	基準地震動 $S_s$ を作用させる
津波荷重	津波荷重（津波波力）を考慮する なお，津波荷重（津波波力）は，津波時の静水圧，流水圧及び流水の摩擦による推力を考慮する



1号炉取水槽流路縮小工配置図



1号炉取水槽流路縮小工拡大イメージ

津波時の荷重イメージ図  
(1号炉取水槽流路縮小工)



# 【参考】余震荷重の設定 余震荷重

- 基準津波 1, 2, 3, 5 及び 6 の波源である「日本海東縁部に想定される地震」については、敷地から600km以上の距離（図 1 参照）にあり、その余震及び誘発地震の敷地への影響が明らかに小さいことから、津波荷重に組み合わせる余震荷重を設定しない。
- 基準津波 4 の波源である「海域活断層に想定される地震」については、敷地から距離が近いこと、その余震※<sup>1</sup>及び誘発地震※<sup>2</sup>の地震動評価を行ったところ、その評価結果を全ての周期帯において弾性設計用地震動  $S_d - D$  が十分に上回る（図 2 参照）ことから、保守的に  $S_d - D$  による荷重を「海域活断層に想定される地震」による津波荷重に組み合わせる余震荷重として設定する。

※<sup>1</sup>: 余震は、 $M6.7$ （過去の地震の本震規模( $M_0$ )と最大余震規模( $M_1$ )の関係( $M_1=M_0-0.9$ )から設定)の地震を基準津波 4 の波源の位置に設定  
 ※<sup>2</sup>: 誘発地震は、 $M6.8$ （過去の誘発地震の規模に保守性を考慮して設定)の地震を敷地周辺の孤立した短い活断層の位置に設定

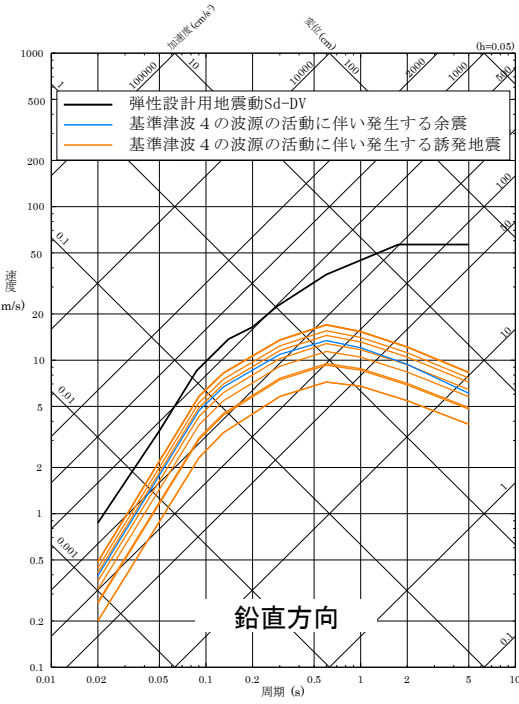
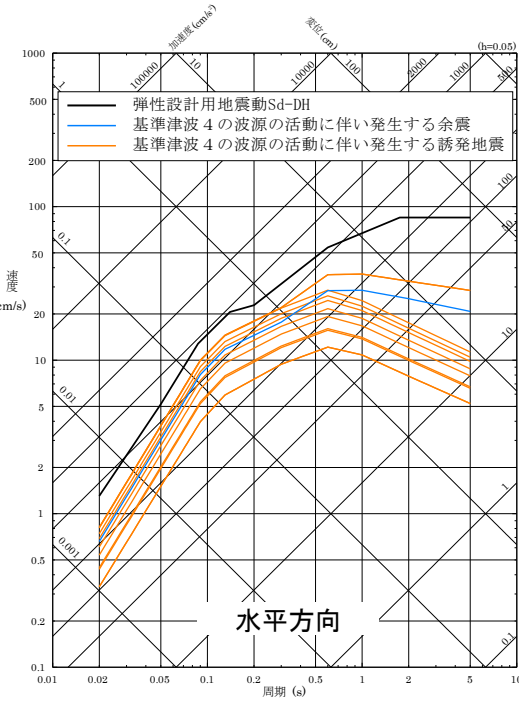
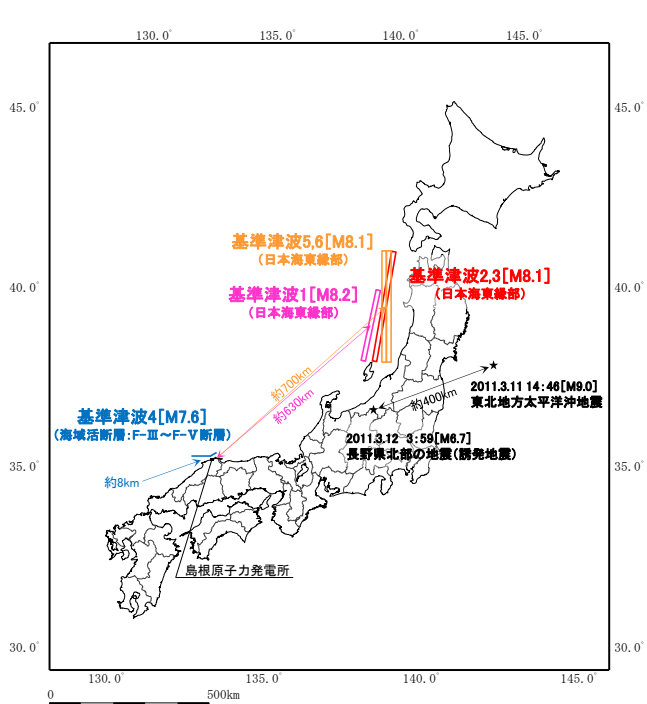


図 1 島根原子力発電所と基準津波の波源の位置関係及び2011年東北地方太平洋沖地震と2011年長野県北部の地震の震源位置

図 2 基準津波 4 の波源の活動に伴い発生する余震及び誘発地震と弾性設計用地震動  $S_d - D$  の比較

# 【参考】余震荷重の設定 その他の地震に関する検討（1 / 2）

- 日本海東縁部に想定される地震による基準津波については、当該津波の波源を震源とする余震との組合せを考慮しないことから、余震以外のその他の地震との組合せについて検討した。
- 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）において、自然現象の組合せは発生頻度及び最大荷重の継続時間を考慮して検討するとしている。そこで、日本海東縁部に想定される地震による基準津波について、発生頻度及び最大荷重継続時間を踏まえ、当該津波の最大荷重継続時間内に余震以外のその他の地震（頻度が高く年に1回程度発生する地震動レベルの小さい地震を想定）が発生する頻度を算定すると、以下のとおり $2.3 \times 10^{-8}$  / 年であり十分小さい※ことから、当該津波と余震以外のその他の地震との組合せを考慮しない。
- また、基準津波以外の津波は海域活断層に想定される地震による津波に比べて水位が低く敷地に与える影響は小さいため、余震荷重との組合せを考慮しない。

## 地震及び津波の最大荷重継続時間と発生頻度

荷重の種類	最大荷重継続時間 (年)	発生頻度 ( / 年)
地震 (基準地震動)	$10^{-5} \times 1$	$5 \times 10^{-4} \times 3$
津波 (基準津波)	$2.3 \times 10^{-4} \times 2$	$10^{-4} \sim 10^{-5} \times 4$

- ※ 1 :  $10^{-5} = 5$  分 / (365日×24時間×60分) として算出
- ※ 2 :  $2.3 \times 10^{-4} = 120$  分 / (365日×24時間×60分) として算出
- ※ 3 : JEAG4601に記載されている基準地震動  $S_2$  の発生確率を読み替えて適用
- ※ 4 : ハザード評価結果
- ※ : JEAG4601において組み合わせるべき荷重としては、事象の発生確率、継続時間、地震動の発生確率を踏まえ、その確率が $10^{-7}$  / 炉年以下となるものは組合せが不要と記載されている

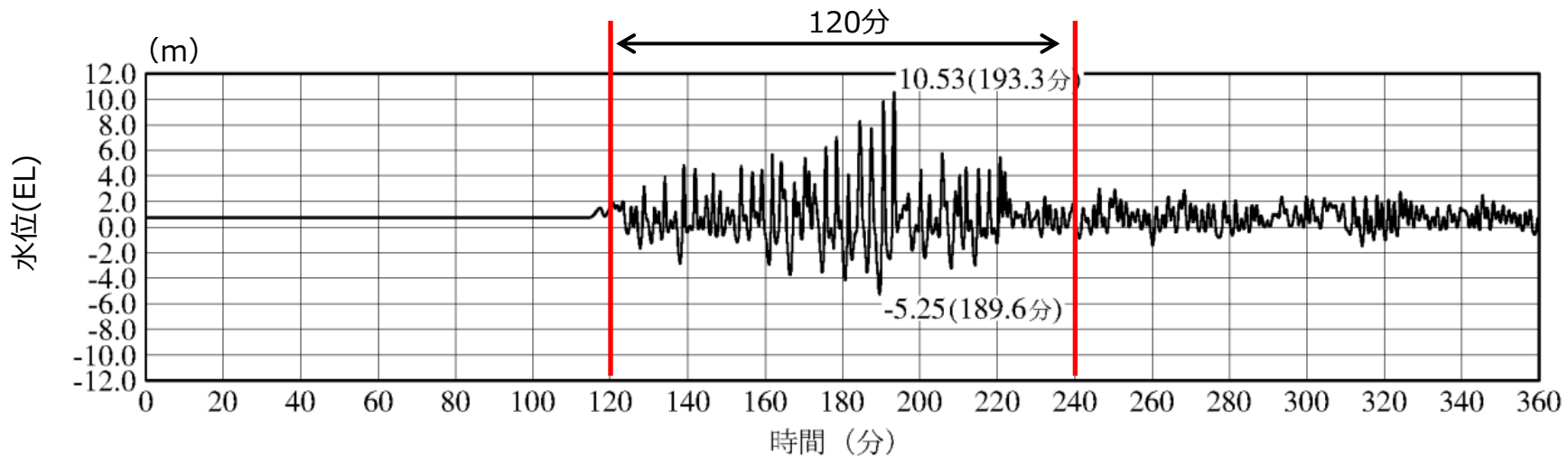
(基準津波の最大荷重継続時間内に余震以外のその他の地震が発生する頻度)

基準津波の 発生頻度		基準津波の 最大荷重継続時間		余震以外のその他の 地震の発生頻度 (想定)	
$10^{-4}$ / 年	×	$2.3 \times 10^{-4}$ 年	×	1 / 年	= $2.3 \times 10^{-8}$ / 年

## 【参考】余震荷重の設定 その他の地震に関する検討（2 / 2）

- 施設に対する入力津波の時刻歴波形の例を下図に示す。下図のとおり、入力津波が最大水位となるのは短時間であることから、津波による最大荷重継続時間も短時間となる。ただし、最大ではないものの比較的高い水位が発生していることから、他施設に対する入力津波の時刻歴波形も確認※し、高い水位が発生する範囲を余裕を持って包含する時間として、津波の最大荷重継続時間を120分に設定した。

※：「海域活断層に想定される地震による基準津波4」は、「日本海東縁部に想定される地震による基準津波1, 2, 3, 5及び6」と比べ、その津波の継続時間が短いことから、「日本海東縁部に想定される地震による基準津波1, 2, 3, 5及び6」の時刻歴波形のうち、各施設に対して最も水位が高くなる入力津波の時刻歴波形を確認（「津波による損傷の防止」5条-別添1-添付22-21～25）



入力津波の時刻歴波形の例（2号炉取水槽（入力津波1，防波堤無し））